

別記様式第2号（第4条関係）

（表 面）

写真	押出 スタンプ	検 査 員 証	第 号
		官 職 氏 名	年 月 日生
上記の者は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第12条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。			
年 月 日			
国家公安委員会 印			

（裏 面）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第12条 国家公安委員会は、第8条の規定の施行に必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況に関し報告させ、又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。